

# 産業建設常任委員会会議録

令和4年12月12日(月曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	児玉悦朗	副委員長	成田哲男
委員	田村富男	委員	倉岡誠
委員	丸岡孝文	委員	笹本真司

---

欠席委員（0名）

---

事務局出席職員

書記 小田嶋真人

---

説明のため出席した者の職氏名

産業部長	佐藤康司	建設部長	中村修
産業部次長 兼 産業活力課長	阿部正幸	農業振興課長	関本和人
農業振興課政策監 兼 構造改革推進班長	佐藤寛	農地林務課長	北方康博
産業活力課政策監 兼 産業戦略班長	黒澤香澄	都市整備課長	田口和宏
上下水道課長	大森誠	上下水道課技術監 兼 上下水道班長	金澤光浩
農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長	関尚人	都市整備課主幹 兼 道路河川班長	目時浩英
都市整備課主幹 兼 建築住宅班長	小野寺裕一	農業委員会事務局主幹	阿部友美範
農業振興課副主幹	田村めぐみ	農業振興課副主幹	齊藤美奈子
農地林務課副主幹	鈴木和明	農地林務課副主幹	青山真
農地林務課副主幹	熊谷純明	産業活力課副主幹	鎌田学
都市整備課副主幹 兼 計画管理班長	土舘広人	都市整備課副主幹	村木進悟
上下水道課副主幹 兼 管理班長	美濃山伸也		

午前 10 時 00 分 開会

**【開 会】**

○児玉委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

**【委員長挨拶】**

○児玉委員長 最初に私からご挨拶申し上げます。

今年を振り返ってみますと、コロナ禍の収束がまだ見えない中、そしてまた国際情勢も大変不安定で、燃料高騰、そしてそれらが市民の生活にも影響を及ぼしてきた1年だったなと思っております。農産物の販売についても、本市のブランド作物の販売に大変苦慮したという状況でございました。その中で、ユネスコの文化遺産が4件目の登録決定ということで、観光につきましては最近になって観光客の増加の兆しが見え始めてきたというようなことになっております。本市の認知度も、これからまたさらに上がっていくんじゃないかと思っています。

本当に、職員の皆様の努力に私からも感謝申し上げたいと思っています。来年につきましても、情勢が変化していくとは思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

ということで、私の挨拶を終わらせていただきます。

本日の会議は、11月28日並びに12月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案11件及び陳情2件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願ひます。発言終了後はマイクスイッチをお切りくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言につきましては、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださいますようお願いいたします。

それでは、会議次第に従い進めてまいります。

**【所管事項の報告について】**

○児玉委員長 初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後に、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。それでは順次報告願ひます。産業部長。

○佐藤産業部長 おはようございます。

報告に入ります前に、本日、農業振興課の阿部政策監、農地林務課の柳館主幹、産業活力課の成

田政策監、農業委員会の山崎事務局長が、災害査定その他事情により欠席をしておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは報告に移ります。2 ページです。

産業部の所管事項についてであります。産業活力課関係の 1、「かづのプレミアムツアーについて」であります。資料 1 のチラシも併せてご覧いただきたいと思います。

開催日は 1 月 1 日から 2 日で、大日堂舞楽の開催に合わせて、20 名限定プランとして実施予定であります。先日、ユネスコ無形文化遺産に登録された毛馬内盆踊りと、花輪ばやしも合わせて鑑賞できる、盛岡駅発着 1 泊 2 日のプレミアムな企画となっております。募集告知については、11 月 23 日付の秋田魁新報及び岩手日報に広告を掲載したほか、DMO や市のホームページ、SNS で情報発信しております。

申込みの締切りは今月 20 日としておりますが、9 日現在、21 名のお申込みをいただいております。

産業部関係は以上です。

○**児玉委員長** 農業委員会事務局主幹。

○**阿部農業委員会事務局主幹** 引き続き、農業委員会からご報告申し上げます。

任命制となって 3 回目となる、農業委員と農地利用最適化推進委員の改選に係るスケジュール等についてですけれども、現在の委員 28 名の任期が令和 5 年 7 月末までとなっていることから、今後、改選に向けた事務手続を進めてまいります。

公募期間については、年明け 1 月 16 日から 2 月 15 日までとし、自薦、他薦で両委員の応募を受け付けます。その後、選考委員会を経まして、農業委員 13 名については 6 月議会へ議案を上程する予定としています。農地利用最適化推進委員 15 人につきましては、農業委員会からの委嘱となりますので、7 月の臨時総会と合わせ行う選考委員会を経た後、8 月 10 日予定の通常総会時に委嘱することとしています。新たな委員の任期は 3 年で、期間は記載のとおりとなっております。

なお、農業委員の選任につきましては、農業者のほか、農業関係以外の中立者や男女共同参画計画に基づく女性委員の登用が求められております。

今後、来年 1 月広報や市ホームページ等を通じて周知を行っていくとともに、取扱い事務については農業振興課と連携して進めてまいります。

農業委員会からは以上です

○**児玉委員長** 建設部長。

○**中村建設部長** 引き続き、建設部の所管事項についてご報告いたします。

3 ページをお願いします。

都市整備課関係の1、「公共土木施設災害復旧事業について」であります。8月の豪雨により被災した市道及び普通河川について、国へ申請した15か所のうち、先に査定を受けた8か所の結果につきましては前回の常任委員会でご報告いたしました。残りの7か所について、11月28日から12月1日にかけて査定を受けておりますので、結果をご報告いたします。

道路が4か所で査定額1億62万2,000円、査定率99.6%。河川が3か所で査定額7,494万9,000円、査定率99.6%。計7か所で1億7,557万1,000円、査定率99.6%となっており、前回報告分の8か所と合わせた全15か所では、99.4%の査定率となっております。

今後県から着工承認が下り次第、速やかに復旧工事を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

○**児玉委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、産業活力課関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、農業委員会関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、都市整備課関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** 査定率について教えていただきたいんですけども、0.4%というのは少ないですけども、これは、全部揃っているのは、なんか特定のところが認定されなかったということなのか、どういうところが査定で今回、これ以前も含めてなんですけれども、認定されなかったところになるのでしょうか。

○**児玉委員長** 目時主幹。

○**目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長** 今回の査定で0.4%下がった分になるわけですが、こちらのほうに関しましては、河川でありますけれども、当時仮設道路として敷き鉄板を計上しておりました。査定官からの土地の形状上、敷き鉄板ではなく、敷き砂利で十分ではないかというご指摘を受けまして、それに伴う減額となっております。

また、前回も含めてなんですけど、若干の違算等がありましたので、そちらのほうで低くなっているといったところがございます。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。田村委員。

○田村委員 確認ですけれども、界橋は前回の査定ではなく今回の査定だったんですか。

○児玉委員長 目時主幹。

○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 界橋は土深井と大館に架かる橋だと思うんですが、こちらのほうは災害査定ではなく、橋梁の長寿命化対策ということで、そちらのほうで架け替えに向けて現在進んでいるところでございます。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 反対側は大館だよな。だからあれ、どうしても鹿角で全部やらなければならないのかなというのちょっと不思議でならなくて。

○児玉委員長 目時主幹。

○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 こちらのほう、大館との境にございますので、大館市さんと被災直後から協議をしております、そこら辺はお互いに協議しておりますが、まだ設計ができておりませんので、設計ができ次第、どちらで負担するのか今後詰めていきたいと考えております。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 あそこの川の流れ、土深井から来れば国道でぶつかって、直角に曲がって直角に橋に行って、それで橋が壊れているわけだよな。そして、渡ればまた川下のほうもぐちゃっとなってるんだけれども、あれは1回目の国道にぶつかったところに橋を造って、まっすぐ川に流してやれば流れがよくなって、こういう災害がなくなるのではないかなと思って、行く度に見てくるんだけれども、その辺は設計で何とかなるものなのかなと思って。

○児玉委員長 目時主幹。

○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 こちらのほうの橋は、改良等ではなくあくまでも橋梁の補修とか、あくまでも現在の橋の架け替えとして考えておりますので、そういった災害の原因があれば、そこら辺は検討してまいりますけれども、基本的には原形復旧でそのままという形になると思います。

以上です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

#### 【案 件】 (1) 付託事件の審査について

○児玉委員長 次に案件に入り、付託事件の審査を行います。

初めに、議案第 60 号「指定管理者の指定について（鹿角市定期市場）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 議案書の 23 ページをお開きください。

議案第 60 号「指定管理者の指定について」。

提案理由であります。鹿角市定期市場の効率的な管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は鹿角市定期市場、指定管理者となる団体の名称は特定非営利法人関善賑わい屋敷、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

指定候補者の選定に当たりましては、鹿角市施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定に基づき、公募した結果、同団体のみの応募があり、指定候補者選定委員会における審査を経て、ご提案するものであります。

指定管理者の概要と指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次の 24 ページに記載のとおりであります。

説明は以上であります。

○児玉委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。田村委員。

○田村委員 市場ですけれども、食堂部門もあることになっているけれども、最近食堂部門は開いたことはありますか。

○児玉委員長 鎌田副主幹。

○鎌田産業活力課副主幹 食堂部門というのは、多分蔵の部分……（「そう」の声あり）だと思いますけれども、あそこにつきましては、現在小さいカフェ——お茶が飲める程度で開設しております。そちらのほうで買ってきたものを食べていただくもよし、お茶、コーヒー、飲んでもらってもいいという施設になっております。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 では、市日のときだけ……常時あそこでそういう感じになっているのでしょうか。

○児玉委員長 鎌田副主幹。

○鎌田産業活力課副主幹 基本的には市日のときだけ開設になっています。

○児玉委員長 田村委員。

○田村委員 普段行っても閑散としているから。それこそ、指定管理者が維持管理をしていると思いますけれども、たまに行けば、昔からの看板が、塗装が剥げたり折れ曲がったりしているのもあつ

て、これも入っているのではないかなと思うときがありますので、その辺はたまに行って見て指導していただければなと思っています。

以上です。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 60 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 60 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 61 号「指定管理者の指定について（鹿角市交流プラザ）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 次の 25 ページをお願いいたします。

議案第 61 号「指定管理者の指定について」。

提案理由は、鹿角市交流プラザの効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は鹿角市交流プラザ、指定管理者となる団体の名称は有限会社びゅあアート技術、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定候補者の選定に当たりましては、先ほどの定期市場と同様、公募いたしましたが、同団体のみの応募があり、指定候補者選定委員会における審査を経て、ご提案するものであります。

指定管理者の概要と指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次の 26 ページに記載のとおりです。

説明は以上です。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 61 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 61 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 62 号「指定管理者の指定について（鹿角市中滝ふるさと学舎）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 次の 27 ページをお願いいたします。

議案第 62 号「指定管理者の指定について」。

提案理由であります。中滝ふるさと学舎の効率的管理・運営を図るため、指定管理者を指定するもので、指定管理の対象施設の名称は中滝ふるさと学舎、指定管理者となる団体の名称は特定非営利活動法人かづのふるさと学舎、指定の期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

指定管理者の概要と指定管理施設の概要、指定管理者が行う業務につきましては、次の 28 ページに記載しております。

この特定非営利活動法人かづのふるさと学舎であります。平成 19 年度に、農業者や観光事業者、商業者等の地域住民と行政が共働の理念を下に立ち上げた「かづの d e “ふるさとライフ” ビジネス研究会」を母体に設立されております。中滝ふるさと学舎の整備に当初から深く関わり、平成 21 年 11 月に法人化され、学舎のオープン以来、指定管理者としての運営実績を有する団体であります。

また、中滝ふるさと学舎は、旧中滝小学校の校舎を、田舎暮らし体験や地域との相互交流の機会を提供することで、交流人口の拡大と地域の活性化を図ることを目的として整備したものであり、地域の活力を活用し、地域住民主体で管理を行うことが期待される施設であります。

このように、地域の交流拠点施設としての施設の設置目的や、現在の指定管理者である「かづのふるさと学舎」の設立の経緯及びこれまでの管理運営実績などを勘案いたしまして、地域等の活力を積極的に活用した管理による事業効果が期待できるものと判断し、鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定に基づき、公募によらない指定管理候補者として選定し、ご提案するものであります。

説明は以上です。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○笹本委員 この中滝ふるさと学舎の利用者数の推移はどんなふうになっているのでしょうか。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 中滝ふるさと学舎、オープンは十数年前ですけれども、オープン当初は8,000人ほどでした。それ以降、7,000人、6,000人と減少し、最近は大体6,000人から6,500人で推移してきておりまして、コロナが始まって、令和2年頃からさらに少し落ち初めまして、5,000人台で推移している状況です。

以上です。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 今年に入って若干増えたということはあるのかということと、何か利用の仕方の変化みたいなものがあれば教えてください。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 前回の指定管理者更新の際に、キャンプの利用者数を増やしていきたいというお話がありまして、令和元年度から2年度のあたりには、キャンプ利用が、コロナ禍と合わせて増えてはいたのですが、最近はそのコロナ禍で来てくださったキャンプ利用の方がリピーターとしておいでくださっているという話を伺っております。

それ以外につきましては、学校での利用ですとか、保育園の利用ですとか、そういったところが中心として動いているところであります。2年ほど前に、理事の体制も変わってきておりまして、移住者の方が理事になるとか、そういった見直しで体制の若返りなども図られておりまして、移住関係の方々の取り込み、また関係人口の取り込みといったほうに舵を切っているといった状況でございます。

以上です。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 具体的にキャンプって、どれくらいの利用があるものなんですか。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 キャンプですと、大体六、七十件が平均ですけれども、令和元年度が少し増えて117件ほどの利用となっております。

○児玉委員長 ほかにございませんか。田村委員。

○田村委員 ふるさと学舎、一生懸命やっていたらいつ行っても人がいて、楽しんでいるように感じますが、ふるさと学舎はいいんですよ。手前に県の除雪センターがありますよね。夏場はそん

なに感じたことはないけれども、冬場に行けば、学舎の入り口に重機が……昨日も3台くらい止まってあったかな、入り口に止まっていて、何も知らない——地元の人方は大体分かると思うけれども、ほかから来て入るときに、重機の威圧で「えっ、ここ入ってもいいんだろうか」と感じることもあるそうなんです。だからその辺、出るときはしょうがないけれども、置くときは極力出入口を省いて待機させてくださいとお願いしてください。その前に1回行って見てきてください。雪が降ったときに。

昨日は雪が降っていないのに、入り口に2台か3台あったから、はっと思ったんだよ。たまに遊びに行ってきたください。お願いします。

○**児玉委員長** 阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** ご指摘の件については、要請ベースになるとは思いますがけれども、一度話をしてみたいと思います。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第62号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第63号「指定管理者の指定について（鹿角市草木地域活動センター）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。北方課長。

○**北方農地林務課長** 29ページをお願いいたします。

議案第63号「指定管理者の指定について」であります。指定管理の対象施設の名称は鹿角市草木地域活動センターであります。指定管理団体の名称は中草木自治会で、指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

提案理由であります。施設の効率的な管理・運営を図るため、指定管理者を指定するものであります。

当施設につきましては、平成19年の開設以来、中草木自治会が指定管理者になってまいりまし

たが、これまでの実績を踏まえまして、当施設の効率的な管理・運営が図られるものと判断されることにより、引き続き公募によらない指定管理者として選定するものであります。

なお、30 ページの議案資料に、指定管理者や指定管理施設の概要などを記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上であります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 63 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 63 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 64 号「指定管理者の指定について（鹿角市かづの牛生産育成施設）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。関本課長。

○**関本農業振興課長** 31 ページをお願いいたします。

議案第 64 号「指定管理者の指定について」であります。

指定管理の対象施設の名称については、鹿角市かづの牛生産育成施設であります。

指定管理団体の名称は、秋田県畜産農業協同組合。指定管理の期間については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものです。

提案理由であります。施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者を指定するものです。

かづの牛生産育成施設については、平成 25 年の開設以来、秋田県畜産農業協同組合が指定管理者として指定管理を担ってまいりましたが、これまでの実績などを踏まえまして、当施設の効率的な管理運営が図られるものと判断されることにより、引き続き公募によらない形で指定管理者に選定するものです。

なお、次のページの議案資料に指定管理者の概要や施設の概要などを記載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 64 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 64 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 65 号「指定管理者の指定について（鹿角市肉用牛担い手育成施設）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。関本課長。

○**関本農業振興課長** 33 ページをお願いいたします。

議案第 65 号「指定管理者の指定について」であります。

指定管理の対象施設の名称については、鹿角市肉用牛担い手育成施設であります。

指定管理団体の名称は、鹿角べこセンター利用組合。指定管理の期間については、令和 5 年 1 月 19 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年 3 か月間とするものです。

提案理由であります。施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者を指定するものです。

肉用牛担い手育成施設については、平成 20 年の開設以来、利用者で組織する鹿角べこセンター利用組合が指定管理者として指定管理を担ってまいりましたが、これまでの実績などを踏まえまして、当施設の効率的な管理運営が図られるものと判断されることにより、引き続き公募によらない形で指定管理者に選定するものです。

なお、次のページの議案資料に指定管理者の概要や施設の概要などを記載しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 65 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 65 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 66 号「秋田県及び鹿角市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○**大森上下水道課長** 35 ページをお願いいたします。

議案第 66 号「秋田県及び鹿角市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について」であります。

提案理由ですが、県と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結する協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるためです。

次のページの別紙をお願いいたします。

秋田県及び鹿角市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約（案）であります。

第 1 条の目的であります。秋田県では、全国の趨勢を上回るペースで人口減少が進んでおり、人口減少下においても行政サービスの水準を維持していくためには、効果的な施策を積極果敢に展開していく必要があることから、平成 22 年度に秋田県生活排水処理事業連絡協議会を立ち上げ、生活排水処理事業に関する課題と広域連携の対応方針を検討及び情報を共有し、県と市町村の協働事業の計画立案、連絡調整を図ってきました。

これまで県及び市町村が一体となり進めてきた広域化・共同化のさらなる推進に向けて、連携の方針などを明確化し、法的な位置づけを持たせるため本協約を交わすこととしております。

第 2 条では連携する事務の範囲を定めており、県が受託することが想定される業務を示しております。これらの業務は従来各自自治体がそれぞれ執行しておりますが、手順やノウハウ、入札や検査等の事務手続などに共通点が多く、事務の集約による効率化が期待できる分野となっております。

第 3 条では基本方針についてですが、受託する県においても技術職員が減少傾向にあるため、前条に示す業務を直営で実施することは現実的ではないため、生活排水処理事業に関する専門知識を

集約した新たな組織を設立して対応していくことを基本方針としております。

第4条では役割分担について、38ページの別表のとおり定めておりますが、新たに設立する補完組織の活用により事務の効率化を図るものであることから、個々の事務に関する役割分担ではなく、補完組織の設立・運営・評価に関する県と市町村の役割を定めております。

37ページをお願いいたします。

第5条の経費の負担では、新たに設立する補完組織の設立に要する出資金について、受益の程度で案分することとしており、現段階の案では生活排水処理人口により応分の負担をすることとしております。

第6条では、定期的に協議の場を設け、補完組織に担わせる業務の調整や、補完組織の業務執行に関する情報共有や意見交換を行うこととしております。

第7条の協約の変更及び廃止についてであります。本協約は生活排水処理事業に関する事務処理の連携について定めるものであります。県内の多くの自治体では上水道事業においても同様の課題を抱えていることが多く、将来的には上水道事業などへの事業拡大も見据えておりますが、そういった変更が生じたときは地方自治法の規定に基づき、議会の議決を経た上で行うものとしております。

第8条では、本協約では基本的な方針及び役割分担などについて定めることとしており、運用上のルールについては別に定めることとしております。

附則として、この協約は、締結の日から効力を生じるものとする。

県及び市町村議会で議決された後、正式に県と市町村で協約の締結に関する事務処理を進めることとしており、協約の締結は、予算案の審議を行う3月議会において承認後の3月下旬になる見通しと聞いております。

以上で議案第66号の説明を終わります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** この連携組織に関しては、何か事務局みたいなのは秋田県庁とかそういったところに置くんでしょうか。

あと、人の派遣は鹿角市からも予想されているのかということと、結果的にこの業務に関する出費というか、支出額というものはどれくらい削減されるのか、もしくは削減はされないけれども、連携の効果が大きいのか、そのあたりの認識を教えてください。

○**児玉委員長** 美濃山副主幹。

○美濃山上下水道課副主幹 兼 管理班長 まず 1 点目の、事務局をどこに置くかということなんですけれども、基本的には県の下水道マネジメント推進課が中心となって行うこととなります。

また、次に 2 点目の人の派遣ということなんですけど、想定としては、民間と市町村・県の職員のそれぞれ派遣を想定しているんですが、現時点では鹿角市では、まだこちらのほうに依頼するような業務というのを想定しておりませんので、本市で職員を派遣するというのはまたこの先になるのかと思います。

3 点目の出費といいますか、経費についてのものなんですけれども、まずこの後 3 月議会において、この組織に対する出資金についての予算を提案する予定です。また、その後の支出については、実際にこちらの組織に業務を発注する場合は、当然それ相応の委託料といいますか、そちらのほうは支出するんですけれども、特段そういう業務をまだ出さない、委託しないという場合には発生しません。

以上です。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 66 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、議案第 66 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 71 号「鹿角市交流プラザ条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 議案書の 104 ページをお願いいたします。

議案第 71 号「鹿角市交流プラザ条例の一部改正について」であります。

提案理由であります、相談室及びミーティングルームをプラザの主要な施設として位置づけ、利用許可の対象とし、施設の適正な利用に供するため、条例を改正するものであります。

改正の趣旨ですが、これまで相談室及びミーティングルームは管理者が自ら行う事業の用に使用するスペースと位置づけておりましたが、使用する予定がない場合は研修室と同様に広く一般利用者の利用に供している現状を踏まえ、適正な対価を徴収することで、施設の利用の適正化を図ろう

とするものであります。

次のページ、105 ページをお願いいたします。

鹿角市交流プラザ条例の一部を改正する条例（案）であります。

新旧対照表、第3条ですけれども、プラザの主要施設を定める規定であります。第6号として相談室を、第7号としてミーティングルームを追加いたします。

第7条は利用許可の手続を定める規定であります。利用許可を受ける必要のある施設に、第3条で追加した2つの施設を追加するものです。

別表1は施設の利用料金を定めるもので、次の106ページにかけてとなりますが、第3条で追加した2施設の利用料金を定めます。市民センターの利用料金の例により、部屋の面積に応じた額としております。

附則といたしまして、第1項は、施行期日について、この条例は令和5年4月1日から施行することを定めます。第2項は、準備行為について、改正後の条例の規定による利用許可等は施行日前においてもできることを定めます。

説明は以上であります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○**笹本委員** ちょっと確認なんですけれども、もともと無料だったのは、この2つの部屋は管理者の業務をするに当たって必要な場所として確保しているけれども、使わない場合は無料で貸し出していいよという趣旨だったということなののでしょうか。

あと、利用者数、利用件数というのは、それぞれこの2つの部屋というのはどれくらい年間あるものなののでしょうか。

○**児玉委員長** 鎌田副主幹。

○**鎌田産業活力課副主幹** ご質問にお答えします。

相談室、ミーティングルームにつきましては、管理者が行うイベント等がない場合は無料で貸出しするという方法で今まで進めておりました。

それで、利用の状況ですけれども、令和3年度、昨年度の実績としまして、ミーティングルームが174件、873人。相談室につきましては208件、573人となっております。また、今年度につきましては、10月末までの利用実績ですけれども132件、646人。相談室につきましては38件、116人となっております。

以上です。

○**児玉委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 管理者のイベント自体はどれくらいあったんですか。それが無いからもうやめるということでもいいんでしょうか。

○**児玉委員長** 鎌田副主幹。

○**鎌田産業活力課副主幹** お答えします。

令和3年度の管理者のイベントの報告ですけれども、こちらのほうは、昨年度は7回開催しております。この中身としましては、7月16日にZoomの使い方の講座とか、11月28日にはピアノ演奏リレー、誰でも参加できるようなピアノをリレー形式で弾いていく。それから、年が明けまして令和4年の1月には、eスポーツで遊ぼうということで、様々な取組をしております、このイベント以外の時期を貸し出しているというところでございます。

以上です。

○**児玉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第71号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第72号「令和4年度鹿角市一般会計補正予算(第12号)中、歳出5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 補正予算書の30ページをお願いいたします。

5款労働費でありますけれども、本議会に提案しております一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案による、職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定に伴う補正でございます。

以下、6款から8款までの人件費の補正につきましては同様でありますので、説明を省略いたし

ます。

5 款については以上です。

○児玉委員長 関本課長。

○関本農業振興課長 次のページ、31 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 2 目農業総務費のコード 0301「山村開発センター管理費」の光熱水費 57 万 7,000 円ですが、電気料金の高騰により、予算が不足する見込みであることから追加するものです。

次のページ、32 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 6 目農業経営基盤強化促進対策費のコード 0395「園芸肥料低減技術導入支援事業費補助金」の 16 万円ですが、肥料の低減につながる施肥機の導入を支援する県の新たな補助事業であります。ニンジン用の施肥播種機の導入 1 件分に対する補助金で、補助率は 2 分の 1 です。

○児玉委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 引き続き、10 目農地費のコード 0610「農地等小規模災害復旧支援事業」の「単農地・農業用施設小災害支援事業補助金」3,670 万 8,000 円ではありますが、8 月豪雨災害により被災した農地等で、国の災害査定に満たない 40 万円未満の災害復旧につきまして、市では既に 2 分の 1 のかさ上げ支援を行っておりますが、県がさらに 3 分の 1 のかさ上げ支援を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。33 ページでございます。

6 款 2 項 2 目林業振興費のコード 0201「有害鳥獣被害防止対策事業」の交付金 128 万 1,000 円の増額につきましては、本年度の箱わな等の設置や、鳥獣被害対策実施隊及び本年度より新たに創設しました鳥獣被害対策推進等の活動費用の実績見込みに伴う増額でございます。

その下、コード 0565「公有林整備事業」の委託料 1,702 万 7,000 円の減額につきましては、大湯宇下折戸地区の公有林における搬出間伐等の施業を予定しておりましたが、入札不調が続きましたこと、事業の年度内完成が不可能であるため減額するものでございます。

その下、コード 0570「川島分収造林事業」の委託料 358 万 8,000 円の減額につきましては、大湯川島分収林の選木事業を予定しておりましたが、公有林事業と同様に、入札不調が続きましたことにより減額するものであります。

コード 0575「北野分収造林事業」の委託料 21 万 6,000 円の減額は、事業実績に伴う減額でございます。

6 款につきましては、以上でございます。

○児玉委員長 阿部次長。

○阿部産業部次長 兼 産業活力課長 続きまして、7 款についてご説明いたします。

次の 34 ページをお願いいたします。

1 項 2 目商工振興費のコード 0301「商工施設管理費」における「交流プラザ指定管理料」の 175 万円の追加は、この度の電気料金の高騰が指定管理者の運営上のリスク分担を超えるもので、当初の指定管理料の範囲内で対応できない部分を市で負担するべきと判断し、今後の支出見込み額との差を指定管理料に追加するものであります。

その下の 0302「まちなかオフィス管理費」の光熱水費 72 万 5,000 円の追加は、同じく電気料金の高騰による今後の実績見込みに基づく補正であります。

2 項 3 目観光施設費のコード 0301「観光施設管理費」の「鹿角観光ふるさと館指定管理料」468 万円の追加と、一つ飛びまして、0315「八幡平ふれあいやすらぎ温泉センター管理費」の指定管理料 46 万 5,000 円の追加、さらには次のページ、コード 0345「中滝ふるさと学舎管理費」の指定管理料 28 万 7,000 円の追加は、交流プラザと同様に、この度の電気料金の高騰がリスク分担を超えるものと判断し、不足する電気料金を指定管理料として計上するものであります。

前のページに戻っていただきまして、34 ページです。

コード 0305「大湯温泉総合振興プラザ管理費」の光熱水費 13 万 7,000 円の追加、0340「鹿角花輪駅前観光案内所管理費」の光熱水費 32 万 9,000 円の追加は、電気料金の高騰に伴い、直営施設の不足する電気料金を追加するものであります。

7 款の説明は以上であります。

○児玉委員長 田口課長。

○田口都市整備課長 続きまして、8 款土木費についてご説明いたします。

35 ページをお願いします。

2 項 3 目除雪対策費のうち、コード 0205「除雪対策事業」であります。令和 4 年度除雪計画に基づき、除雪路線に係る時間、単価等の見直しを行い、除雪委託料 1 億 5,000 万円を追加するものです。

次のページをお願いします。

2 項 4 目交通安全施設費のうち、コード 0305「交通安全施設維持管理費」であります。電気料金の高騰により今後の不足が見込まれることから、光熱水費 516 万 7,000 円を追加するものです。

また、落雷等による街灯の故障が想定数量を上回っており、今後の不足が見込まれることから、修繕料 171 万 8,000 円を追加するものです。

次のページをお願いします。

4 項 2 目公園費のうち、コード 0310「総合運動公園管理費」であります。電気料金の高騰により管理費の不足が見込まれることから、指定管理料 147 万 4,000 円を追加するものです。

8 款については以上です。

○児玉委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 ページ飛びまして、41 ページをお願いいたします。

41 ページ下段、11 款 1 項 1 目農地災害復旧費、コード 0705「農地災害復旧事業」の工事費 8,052 万円の増額は、8 月豪雨により被災した農地 14 か所の復旧に係る費用でございます。

2 目農業用施設災害復旧費、コード 0705「農業用施設災害復旧事業」のうち、委託料 5,219 万 2,000 円及び工事費 3 億 4,264 万 9,000 円の増額は、同じく 8 月豪雨の農業用施設災害復旧に係る設計費及び工事費でございます。

次のページ、42 ページをお願いいたします。

3 目林業施設災害復旧費、コード 0705「林業施設災害復旧事業」の工事費 792 万円の増額は、8 月豪雨で被災した草木地域の林道大沢線の復旧工事費であります。

○児玉委員長 田口課長。

○田口都市整備課長 続きまして、2 項公共土木施設災害復旧費についてご説明いたします。

同じページになります。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費のうち、コード 0705「公共土木施設災害復旧事業」であります。8 月豪雨で被災し、国の災害復旧事業の査定を受けた市道及び河川、合わせて 15 か所の災害復旧工事費 2 億 8,530 万円を追加するものです。

説明は以上です。

○児玉委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、5 款労働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、次に、6 款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○笹本委員 32 ページの県単農地・農業用施設小災害支援事業補助金なんですが、市でもともと 2 分の 1 補助とあって、これは 3 分の 1 上乗せは県からなのは、もう既に支給したものがあるかどうかちょっと把握していないんですけれども、支給したものに対しても支給されるので、実際の申請者は 6 分の 1 の負担でいい形になるという理解でよろしいでしょうか。

○児玉委員長 北方課長。

○北方農地林務課長 おっしゃるとおりでございます。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、次に、7 款商工費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、次に、8 款土木費について、質疑、ご意見等がございましたら発言願います。笹本委員。

○笹本委員 36 ページの交通安全施設の管理料で、落雷で破損が多かったというお話なんですけれども、鹿角市で年間どれくらいそういったことによる街灯とかの損傷があつて、今年はじゃあどれくらい例年に比べて多いのかというところをちょっと教えてください。

○児玉委員長 目時主幹。

○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 大変申し訳ありません。今資料を確認いたしますので、追ってご説明いたします。

○児玉委員長 ほかにございませんか。8 款土木費についてでございます。

休憩入れますか。11 時 10 分まで休憩します。

午前 11 時 03 分 休憩

○

午前 11 時 08 分 再開

○児玉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

目時主幹。

○目時都市整備課主幹 兼 道路河川班長 先ほどの街灯修繕の件数の件なんですけれども、令和 3 年度が 119 件、令和 2 年度が 129 件、令和元年度が 92 件です。そのうち、今年度なんですけど、9 月末現在で 85 件の修繕がございます。そのうち落雷で 29 件破損しております。このように、例年総数に近い形で修繕を行っておりますので、その不足が見込まれますので、その分を追加補正としております。

以上です。

○児玉委員長 8 款土木費について、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、次に、11 款 1 項農林水産業施設災害復旧費について、質疑、ご

意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、次に、11 款 2 項公共土木施設災害復旧費について、質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 72 号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 72 号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 76 号「令和 4 年度鹿角市上水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○**大森上下水道課長** 続きまして、補正予算書の 88 ページをお願いいたします。

議案第 76 号「令和 4 年度鹿角市上水道事業会計補正予算（第 3 号）」であります。

第 1 条、令和 4 年度鹿角市上水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条は、業務の予定量の補正で、配水施設整備の予定額を 7,289 万 3,000 円に改めます。

第 3 条は、収益的支出の補正で、支出の第 1 項営業費用を 684 万 2,000 円増額し、水道事業費用を 6 億 3,816 万 3,000 円に改めます。

次のページをお願いいたします。

第 4 条は、資本的支出の補正で、支出の第 1 項建設改良費を 5 万 7,000 円増額し、資本的支出を 4 億 1,855 万 1,000 円に改めます。また、条文にありますとおり、予算第 4 条の括弧書きを条文のとおり改めます。

第 5 条は、職員給与費の補正で、48 万 6,000 円増額し、5,881 万 3,000 円に改めます。

令和 4 年 11 月 28 日提出。鹿角市長。

99 ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の動力費 641 万 3,000 円の増額は、電気料金の

高騰により不足が見込まれる動力費を増額補正するものです。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費並びに 2 目配水及び給水費、4 目総係費、次のページの資本的支出の 1 款 1 項 3 目配水施設整備費の給料から法定福利費に関しましては、県人事委員会勧告に伴う人件費の調整です。

以上で説明を終わります

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 76 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第 76 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 77 号令和 4 年度鹿角市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。大森課長。

○**大森上下水道課長** 続きまして、102 ページをお願いいたします。

議案第 77 号「令和 4 年度鹿角市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」であります。

第 1 条、令和 4 年度鹿角市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的収入及び支出の補正で、収入は、第 2 項営業外収益の予定額を 406 万 3,000 円増額し、下水道事業収益を 8 億 8,094 万 4,000 円に改めます。

支出は、第 1 項営業費用を 406 万 3,000 円増額し、下水道事業費用を 8 億 8,094 万 4,000 円に改めます。

次のページをお願いいたします。

第 3 条は、資本的収入及び支出の補正で、収入は、第 1 項補助金を 6 万円増額し、資本的収入を 4 億 868 万円 5,000 円に改めます。

支出は、第 1 項建設改良費を 6 万円増額し、資本的支出を 6 億 6,764 万 6,000 円に改めます。また、条文にありますとおり、予算第 4 条の括弧書きを条文のとおり改めます。

第 4 条は、職員給与費の補正で、25 万 9,000 円増額し、2,817 万 1,000 円に改めます。

次のページをお願いいたします。

第5条は、他会計からの補助金の補正で、一般会計から補助を受ける金額6億147万円を、6億559万3,000円に改めます。

令和4年11月28日提出。鹿角市長。

115ページをお願いいたします。

収益的収入ですが、1款2項2目他会計補助金406万3,000円の増額は、収益的支出の総額の増に合わせて一般会計からの補助金を増額するものであります。

次に、収益的支出ですが、1款1項3目処理場費106万2,000円の増額は、電気料金の高騰により不足が見込まれる動力費を増額補正するものです。

7目総係費は、県人事委員会勧告に伴う人件費の調整です。

8目流域下水道管理運営費負担金280万2,000円の増額は、県北地区広域汚泥資源化施設維持管理費の実績見込みに伴い追加するものです。

次のページをお願いいたします。

資本的収入ですが、2項他会計補助金6万円の増額は、資本的支出の総額の増に合わせて一般会計からの補助金を増額するものであります。

次に、資本的支出5目建設総係費につきましては、県人事委員会勧告に伴う人件費の調整です。

以上で説明を終わります。

○**児玉委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第77号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ご異議ないものと認め、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、4陳情第13号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」について審査いたします。

委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。

お一方ずつ、意見を聞いていきましょうか。田村委員。

○田村委員 全県規模の陳情のようですので、いずれ他市町村ともお話ししながらこれから検討していきたいと思っていますので、継続審査でいいのではないのでしょうか。

○児玉委員長 継続審査という意見のようです。丸岡委員。

○丸岡委員 私も、結論から言うと継続でよろしいかと思います。今、田村委員から発言があったとおり、一市町村だけの部分でなかなか決められないような内容になっているように思いますので、継続でよろしいかと思います。

○児玉委員長 副委員長。

○成田副委員長 今までの2人の委員の意見もありましたし、今現在、これから2028年の能代、男鹿とかの絡みもあって、県の考えも、いろいろ今の陳情の内容の考え方もまたあるようですが、まだもう少し詳しい部分が、事業者含めて見極めていきたいなと思いますので、継審という形でお願ひしたいと思います。

○児玉委員長 倉岡委員。

○倉岡委員 内容については理解できそうでちょっと難しいなという部分があるので、もう少しいろんな形で精査しながら進めていければなと思っていますので、継続審査でお願いしたいと思います。

○児玉委員長 笹本委員。

○笹本委員 結論から言うと継続審査でいいと思います。これ結構、洋上風力とか、鹿角市は内陸なんですけれども、かなり沿岸部の自治体が特に影響を受けるような内容もありますので、他市町村の意向とか、そういったところも見ながらの審査でいいと思います。

○児玉委員長 それでは、本陳情を継続審査すべきものと決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、4陳情第13号につきましては、継続審査すべきものと決めます。

次に、4陳情第14号「米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直しを求める陳情」について審査いたします。

委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。（「休憩してもらって」の声あり）  
暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

○

午前11時25分 再開

○児玉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

倉岡委員。

○倉岡委員 この陳情については不採択の方向がいいのかなと思います。

○児玉委員長 不採択という意見が出ました。そのほかの方はいかがでしょうか。田村委員。

○田村委員 倉岡委員に同じで、不採択でいいと思います。

○児玉委員長 そのほかの方は。笹本委員。

○笹本委員 私も不採択でいいと思います。米余りとか食料自給率を高めるところに直接的な大きな影響もないと思いますので。

○児玉委員長 丸岡委員は。

○丸岡委員 どうなのでしょうね……

○児玉委員長 無理に決めなくてもいいですよ。

○丸岡委員 実際に米余りの対策になるのか、それから自給率を高める対策になるのかと言われると、ちょっと違うのではないかなというところが、私も何回読んでもそう感じるので、不採択で私はいいかと思います。

○児玉委員長 副委員長。

○成田副委員長 同じく不採択でよろしいです。

○児玉委員長 それでは、本陳情を不採択すべきものと決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、4 陳情第 14 号につきましては、不採択すべきものと決めます。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は、終了いたしました。

#### 【案 件】 (2)その他

○児玉委員長 次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。笹本委員。

○笹本委員 紅葉シーズンは終わったんですけども、それに当たっての観光業——宿泊とか物産とか、いろいろあると思うんですけども、そのあたりの状況について、あとは対策——キャンペーンとかいろいろ実施していますけれども、その効果の度合いとか、そのあたりの状況について教えてください。

○児玉委員長 黒澤政策監。

○黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長 10 月以降、全国旅行支援も始まりまして、修学旅行の

入り込みなども増えており、また外国人の旅行者も若干ではありますけれども市内にも入ってきている状況であります。

人数的に言いますと、夏のあたりで昨年度を超える入り込みで、紅葉シーズンにつきましても、日帰り等のお客様は横ばいですが、宿泊者につきましては昨年より 10%ほど増えてきている状況にあります。

また、観光クーポン等の利用状況ですが、連泊クーポンのほうが若干利用率が低いといった状況でございますが、各旅館・ホテルから伺うところ、全国旅行支援のほうを活用してお客様の入り込みが増えているといった状況で、2泊、3泊のクーポンのほうの利用率があまり芳しくないのかなといったところではあります。8月から始めました「鹿角くるくる宿泊キャンペーン」について、市内で1,000円以上を利用した方の1泊目の宿泊料を2,000円割り引くというものでしたが、こちらのほうが6割を超える利用率になっております。スタンプラリーのほうも、昨年度同様、8,000件を超える申込みをいただいておりますので、こちらのほうも利用率が大分上がっていた状況でございます。

以上です。

○**児玉委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 次に、大館能代空港の利用促進に関してなんですけれども、何点かあって、まず1点目が、鹿角市に大館能代空港からビジネスで利用した方のご意見——いろいろ日本中を飛び回っているとおっしゃる方とかの意見なんですけれども、キャンペーンでSKYコインとかマイルを使う場合には対象にならないというところとか、あと手続がビジネスと観光で分けたキャンペーンになっていて、申請手続が非常に煩雑なので、もう少し利用者目線で簡易な方法にならないのかというのが1点ありました。

あともう1つが、空港への公共交通のアクセスなんですけれども、鹿角市に出張で来られた方が、「14時台の飛行機に乗るためには、7時に花輪駅を出ないといけない」と言ったというんですよ。それを聞いて本当かなと思って調べたら、みちのく号で大館まで行けば別に11時半でいいんですけども、大館能代空港のホームページを見ると、大館駅から鹿角花輪駅までが花輪線しか書いていなくて、これが本当かどうか分からないんですけども、もしかしたら外から来た人は、普通にバスが運行しているというところを気づかずに、JRの代行輸送のところだけを見てそういう結論に陥っちゃったのかなというところがあったので、これ、推進協議会のメンバーにたしか鹿角市も入っていますので、大館能代空港のホームページとかを見ていただいて、もう少し優しい、利用者にとって最適な選択ができるようなものにしていただきたいなというところと、あと鹿角市のホー

ムページもついでに見てみたんですけれども、まず、すごく、もう何年前につくったのかというくらい結構古くて、大館能代空港からのアクセスは車で60分とか、そんな感じにしか書いてなかったので、やっぱり鹿角市は観光に力を入れるということですので、市のホームページも、もう少し公共交通の選択肢みたいなものもしっかり分かるようにしていただきたいなというところで、これは意見になりますけれども。

○**児玉委員長** 黒澤政策監。

○**黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長** まず、1点目の大館能代空港の助成金の申請の煩雑性ですけれども、こちらのほうは各市町村と同じような申請の方法を取っているため、足並みを揃えた状況で今のようにやっているといったところをご理解いただければと思います。

あと、2点目のアクセス方法につきましては、確かに公共交通機関を利用して大館能代空港から鹿角まで来るといったところの記載は少ないなと思っておりますが、これまでの状況を見ますと、レンタカーですとか、そういったものを利用して来られる方のほうが多い、また自家用車の活用が多いといったところでそのような記載になっておりますけれども、今後見直し等も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○**児玉委員長** 阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 助成金について少し補足させていただきますけれども、先ほどビジネス利用が対象にならない場合があるとかというお話……（「推進協議会がやっているほうのキャンペーンなんですけれども」の声あり）協議会というと、市町村が利用助成金を出しているんですけれども、大館市を除き、鹿角市・北秋田市・能代市は個人の観光利用もビジネス利用もどちらも助成対象にしています。

ただ、県のほうが、今までやっているキャッシュバックキャンペーンというのが、県としてはやはりビジネスは新たな需要創出ではないということで、今までやってこなかったんです。なので、市町村は使えるけれども県は使えないというところが複雑だったのかなと思いますけれども、それを解消するというか、さらに踏み込んだ対策として、5回乗ると1回分キャッシュバックされますよという、1回分無料で乗れますということ、今、県も始めましたので、対策の打ち方によって違う部分が出ているということをご理解いただきたいと思います。

あと、アクセスのほうは改善できる部分は表示を改善しますし、みちのく号という話も出ましたが、大館能代空港から鹿角方面は、十和田湖と花輪方面には北秋田市のタクシーも出ていますので、そういったものも周知していきたいと思っております。

○**児玉委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** 補助事業に関しては、鹿角市独自でやっているところというよりは、推進協議会のメンバーに鹿角市も入っているということで、キャッシュバックのほうに関して、ビジネスにおいては会員にならないといけないとか、何かいろいろ複雑だというご意見があったということでした。

あともう1つが、あんたらあのトイレの建屋なんですけれども、休憩室の部分が夜間も自由に入出入りできるんですけど、ただセキュリティー上大丈夫なのかなというところと、利用者数とかいろいろ考えると、今電力代とか暖房代とかすごいかかっている状況だと、そこまで重要でなければ、夜間閉鎖してもいいのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○**児玉委員長** 黒澤政策監。

○**黒澤産業活力課政策監 兼 観光交流班長** あんたらあのトイレ棟につきまして、トイレのほうは道の駅ということで365日24時間開くことになっておりますが、それと合わせて、利用者のことを考えて休憩スペースのほうもこれまで開放してきております。

防犯などにつきまして、オープン当初は、24時間トイレに籠っている人がいるといった通報があったりしましたけれども、警察のほうで見回りを強化してもらうなど対策を講じてきたということでご理解いただければと思いますが。

○**児玉委員長** 阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 今、黒澤政策監が申し上げたとおりですけれども、トイレのきれいさとも相まって、24時間休憩室も使えるというのは、結構Googleなどでも評価されているということでしたので、コストとの兼ね合いはありますけれども、きれいなトイレ・休憩スペースということが売りになるとすればこのまま維持したいと思いますが、コストの上昇も、程度があると思いますけれども、そこら辺を見極めて、指定管理者とも相談していきたいと思います。

○**児玉委員長** 笹本委員。

○**笹本委員** あと、あんたらあの駐車場の除雪、去年とかも結構ぼこぼこになっていて、やっぱり車がちょっと壊れて補償の話にもなったりという話も聞いたので、そのあたり除雪をしっかり行っていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**児玉委員長** 阿部次長。

○**阿部産業部次長 兼 産業活力課長** 道の駅の除雪も含めて指定管理料なしの独立採算でやっていたいただいてまして、なかなかコスト的な部分で折り合いをつけてやっていると思うんですけれども、そういう苦情が出ないように、そこはお互い話をして除雪対策についても指導していきたいと思っています。

○児玉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、4 陳情第 13 号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」及び「農林業及び観光・商工業の振興について」並びに「都市施設の整備について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をしたいと思いますのでご了承願います。

#### 【閉 会】

○児玉委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって産業建設常任委員会を閉会いたします。

なお、明日の会議は休会といたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

午前 11 時 41 分 閉会